

五

内閣總理大臣米内光政外十一名外國勳章
記章受領及佩用ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十五年二月二十七日

内閣總理大臣米内光政

内

閣

1961

賞勲局第 六五號

内閣文書第一八

昭和十五年二月二十六日内閣書記官

昭和十五年二月二十六日内閣書記官

内閣總理大臣

五

賞勲局總裁

獨國 クロース名イツ、アードル勳章

内閣總理大臣

米内光政

同上

陸軍中將 板垣征四郎

同上

山脇正隆

同國 ミット・デム・ラーテル、アードル勳章

東北帝國大學教授 福井利吉郎

同國 ブエルデインストクロイツ、エルディーンストクロイツ、エルステル、シヅー、アードル勳章

興亞院書記官 朝比奈策太郎

白國 コシマンドール、レオ・ホール勳章

興亞院調查官 坂本龍起

滿洲國勲四位柱國章

興亞院書記官

矢野征記

稲 畑 太 郎

法王廳「コマンドール・サン・シルベストル」勲章

陸軍歩兵中佐

重安穂之助

多國

「コマンドール・クロニス」勲章

陸軍歩兵少佐

齋藤鐘三

同國

「オブシエ・レレファン・ブラン」勳章

陸軍歩兵少佐

英國皇帝皇后兩陛下戴冠記念章海軍中佐

竹内

馨

英國

皇帝皇后兩陛下戴冠記念章海軍中佐

竹内

馨

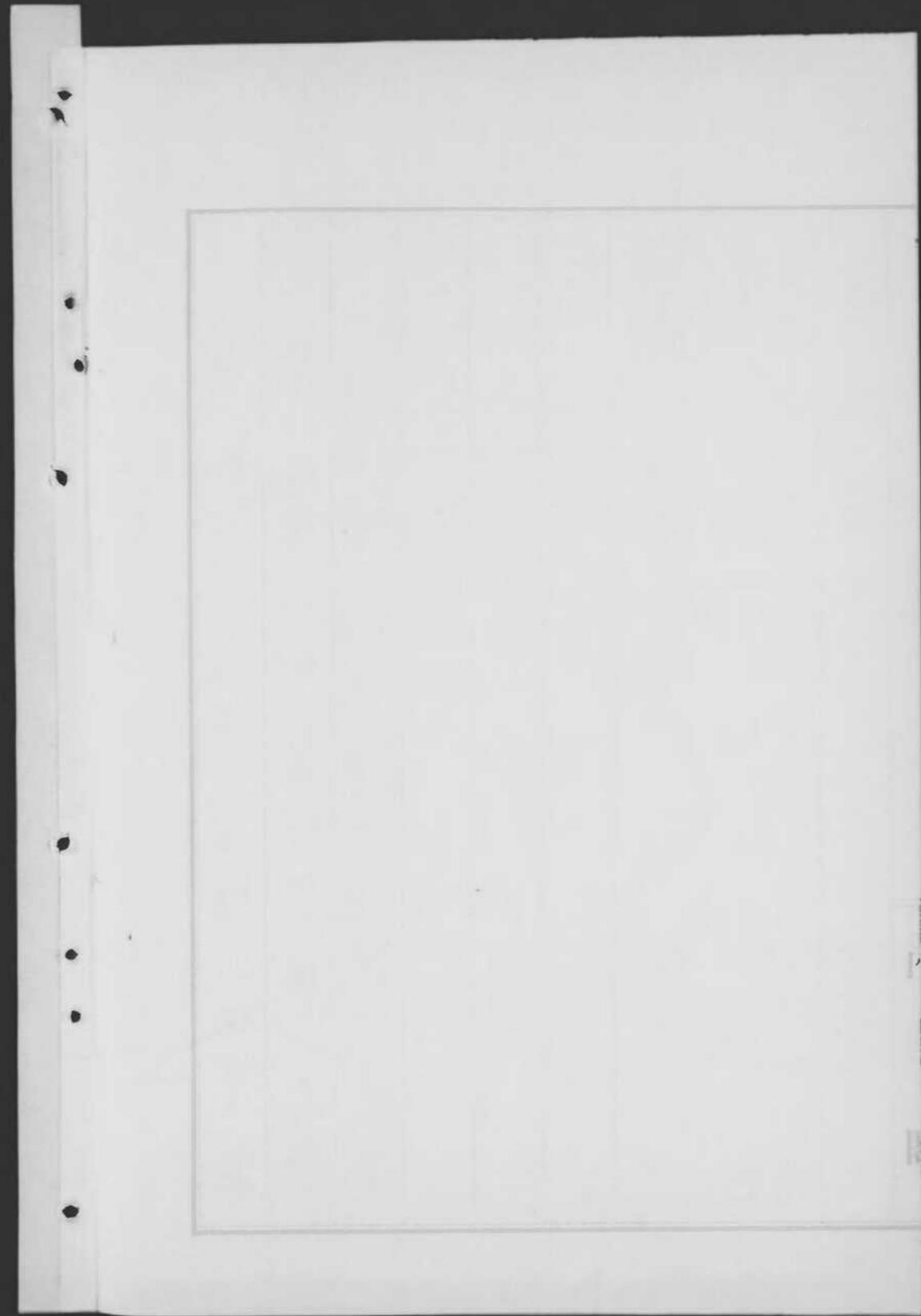
同上

竹内つる

右内閣總理大臣米内光政外十一名ヨリ頭書
ノ外國勲章記章受領及佩用ノ儀別紙
ノ通願出候條御允許相成可然哉此段
允裁ヲ仰ク

追テ右ノ内板垣征四郎外五名ニ對スル

分ハ勲記章記無之候得共陸軍大臣
或ハ海軍大臣ノ證明書相添願出
候條特ニ御允許相成候様致度
此段副申ス



裏面白紙

外國勳章受認及佩用願

米内光政總



今般獨逸國政府ヨリ「グロースクロイツ、アードレル」勳章
賜與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下屢別紙供關物件目錄相添ヘ
此度奉願候也

昭和十五年二月十九日

東京市麹町区三年町一

内閣總理大臣

正三位勳一等功四級

米内光政總

賞勳局總裁 下條康吉殿

裏面白紙

200

供 閲 物 件 目 錄

一、勳

章 (ダロースクロイツ、アーデル)

一、勳

記 (同上)

一、勳

記譯文

一、受勳事由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月十九日

米

内

光

政

壹 壹 壹 壹
通 通 通 通
組

裏面白紙

201

勳記譯文

獨逸國ノ名ニ於テ海軍大臣海軍大將米内光政殿ニ對シ獨逸國「グロース
クロイツ・アードレル」勳章ヲ贈與ス

一九三九年七月十一日於柏林

獨逸國宰相 アドルフ・ヒットラー

賞勳局長 マイスナ

裏面白紙

202

受勳事由書

日獨防共協定ニ關スル功績ニ依リ贈與セラル

昭和十五年二月十九日

米内光政

内閣

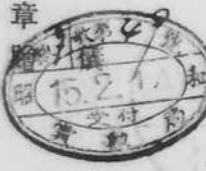
めくれず

裏面白紙

203

外國勳章受領及佩用願

板垣征四郎



今般獨逸國政府ヨリ「グロース・クロイツ、アーデル」勳章贈
與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相
添へ此段奉願候也

昭和十五年二月十日

現住所 目下出征中

陸軍中將從三位勳一等功三級

板垣征四郎

板垣

賞勳局總裁 下條康唐殿

めくれず

裏面白紙

204

供 閲 物 件 目 錄

一、勳 章 (グロース・クロイツ、アードレル)

二、陸 軍 大 臣 證 明 書

三、受 勳 事 由 書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭 和 十 五 年 二 月 十 日

板 垣 征 四

郎



壹 通 壹 通

めくれず

裏面白紙

205

陸軍

勳外第一三四號

證明書

陸軍中將 板垣征四郎

今般獨逸國政府ヨリ左記勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和十四年十二月廿七日

陸軍大臣 畑俊六



「グロース クロイツ・アードレル勳章」

左記

裏面白紙

206

受勅事由書

義ニ陸軍大臣トシテ在職中日獨兩軍部間ノ親善上ニ關與シタル

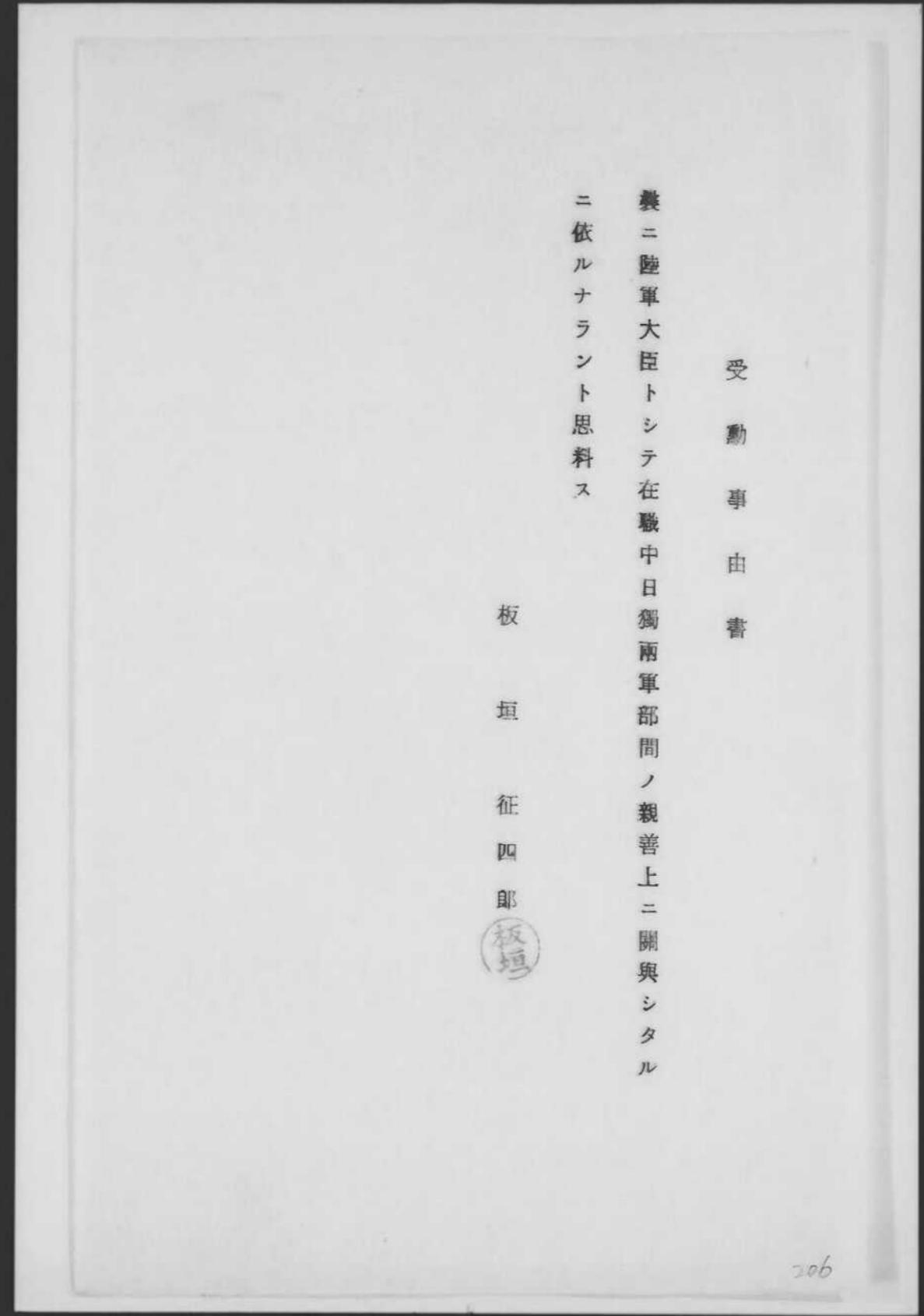
ニ依ルナラント思料ス

板

垣

征四郎

(板垣)



めくれず

外國勳章受領及佩用願

山 脩 正 隆 健



今般獨逸國政府ヨリ「グロース・クロイツ、アードレル」勳章贈
與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供聞物件目錄相
添ヘ此段奉願候也

昭和十五年二月十日

現住所 目下出征中

陸軍中將正四位勳二等

貢勳局總裁 下條康麿



207

供聞物件目録

一、勳章〔グロース・クロイツ、アードレル〕

二、陸軍大臣證明書

三、受勳事由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月十日

山 脩

正

隆



登 遊 組

めくれず

208

めくれず

裏面白紙

209

勳外第一三四號

證

明書

陸軍中將

山

脇

正

隆

陸軍軍

今般獨逸國政府ヨリ左記勳章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和十四年十二月廿七日

陸軍大臣 畑

俊

六



グロース クロイツ・アーノードルフ勳章

左記

受 熟 事 由 書

義ニ陸軍次官トシテ在職中日獨兩軍部間ノ親善上ニ關與シタル
ニ依ルナラント思料ス

・山

脇

正

隆



210

めくれず

外國勲章受領及佩用願

福井利吉
印



今般獨逸國政府ヨリ フアーナディーンストラウツ、ミット、
デム、シエテルン、アードレンと勲章贈與相候候旨
受領及佩用、儀御允許致成下度別紙供聞物件目録
相承此段至重願候也

昭和十五年二月
廿九日

仙臺市中東二番地
前塔五番地
露齋園李學教授在住
勲章等

福井利吉
印

寶勲焉總裁下條康磨殿

供闇物件目録

一 寓章(エーネスト名イツミット、デムシテルン、アーデル)一を組
一 寓記(日) 上

一 寓記譯文

一 寓事由書

太主領及佩用允許相願候す差出候也

乞通

昭和廿五年八月五日

福井利吉郎

めくれず

勲記譯文

獨逸國、名表テ「フェルディーンストロイツ、ミット、テム、シ
エン、アードヘル」勲章ヲ大學教授福井利吉郎氏授與ス
佈林一千九百三十九年九月十三日

獨逸國總統 アドルフ・ヒトラー（自署）
リッペントロイツ（自署）
マイスター（自署）

受勲事由書

昭和廿四年六月廿五日附獨逸國大使オイギン、オット氏
ヨリ 福井利吉郎宛書簡ニ「獨逸國總統」遐般大
成功裡開偕致サレ候伯林日本古美術展覽會ニ對
スヘ來下、御功績、酬エハ大歎下ニ對シ「フルダーン
ストクロイツ、ミット、デム、ミュテルン、アードルヒ、惠章授
興致カレ候」ト有之エレナ官ガ大展覽會ニ圖スル
日本側並ニ獨逸側、實行委員一人トシテ微力ヲ致シ
タクシ依ヘモノト被存候

福井利吉郎

外國勳章受領及佩用願

朝比奈策太郎儀

今般獨逸國政府ヨリ、フルディーンストクロイツ、エルス
テル、シュツーフエ、アードレル 勲章

贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下
度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

昭和十五年二月一日

北京興亞院華北連絡部

興亞院書記官 從五位勳五等 朝比奈策太郎

賞勳局總裁 下條康磨殿

供閲物件目録

- 一、勅章 フルティーンストクロイツ、ルスル、ミツフードル
壹個
一、勅記(同)
上)壹通
一、勅記譯文
壹通

- 一、受勅事由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也
昭和十五年二月一日

朝比奈策太郎

勳記譯文

獨逸國名ニ於テ余ハ

文部書記官 朝比奈策太郎氏ニ
ブルディーンストクロイツ、エルスティル、
シェツーフエ、アードレル勳章

ヲ授與ス

伯林 七月四日 一九三九年

獨逸國宰相 アドルフヒットラー(自署)
賞勳局長官 マイスナー (自署)

國務大臣

訂 正

訂正理由	撮影枚数の多	
訂正個所	直前の	/ コマ取消 / コマ再撮影
訂正年月日	平成 20 年 10 月 8 日	
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。		
撮影者	小玉、並樹印	
受託責任者	東京都港区西麻布2丁目26番30号 富士フィルム株式会社 産業機材部長 後藤佳久	印

めくれず

勅記譯文

獨逸國名ニ於テ余ハ

文部書記官 朝比奈策太郎氏ニ
フエルディーンストクロイツ、エルステル、
シェツーフェ、アードレル 勅章

ヲ授與ス

伯林 七月四日 一九三九年

獨逸國宰相 アドルフ ヒットラー(自署)
賞勳局長官 マイスナー (自署)

國務大臣

受勳事由書

文部省在勤中昭和十三年ニ行ハレタル
日獨青少年交驩ノ功績ニ依ル

朝比奈策太郎

外國勳章受領及佩用願

坂本龍起儀

今般白耳義國皇帝陛下ヨリコンマンドル、レオ・ホール勳章贈與相成候行
受領及佩用、儀御允許被成下度別紙供閱物件
目錄相添此段奉願候

昭和十五年二月九日

興亞院華北連絡部

興亞院調査官正五位勳三等 坂本龍起

賞勳局總裁 下條康磨殿



供 閲 物 件 目 錄

一、勳

章（コンマンドル・レオ。ホール）

一、勳

記（同）

上

一、勳

記

文

一、受勳事由書

右受領及佩用允許相應候ニ付差出候也

昭和十五年二月九日

壹 壹 壹 壹
壹 通 通 通

坂 本 龍 起

220

めくれす

勳記譯文

白耳義國王「レオボール」三世ハ前「プラツセル」日本大使館參事官
坂本龍起氏ニ對スル厚意ノ特別ノ證トシテ

朕カ總理大臣外務大臣兼貿易大臣ノ提議ニ基キ左ノ如ク規定セリ
第一條 坂本龍起氏ハ「レオボール」勳章ノ「コンマンドール」ニ任
セラル

第二條 同氏ハ本月ヨリ右勳位中ニ列セラル

第三條 總理大臣外務大臣兼貿易大臣ハ本勳章一行政ヲ掌ルヲ以
テ本勅令ノ施行ヲ命セラル

一九三九年六月三日

「プラツセル」ニ於テ

レオボール（自署）

めくれず

副書

兼外務大臣
貿易大臣

ユペールビエルロ（自署）

受勳事由書

大日本帝國大使館參事官トシテ白耳義園、
ノ功績ニ依ル
ラ・セルニ駐在中

坂本龍起

外國勳章受領及佩用願

矢野

征記儀

今般滿洲國皇帝陛下ヨリ勳四位柱國章
贈與相成候三付受領及佩用儀御允許
被成下度別紙供閱物件目錄相添此段
奉願候也

昭和十五年二月一日

東京市澁谷区全玉町六九

興亞院書記官從五位勳等矢野征記

賞勳局總裁下條康磨殿



供閱物件目錄

一 燁章

(一 燁四位柱國章)

壹個

二 燁記

(同)

上

壹通

三 燁記寫

(同)

上

壹通

四 受勲事由書

右受領及佩用允許相願候尋差出候也

昭和十五年二月一日

矢野征記

寫

奉

天承運大滿洲帝國皇帝茲褒賞

矢野征記

叙勳四位錫柱國章彰其功
勸使得享此禮遇

康德四年五月二日

國務總理大臣勲一位 張景惠

右 狀編列四第四〇〇號
註記勲冊訖

恩賞局長勲三位藤山一雄

受勲事由書

康德二年八月三十七日ヨリ同四年八月
四日迄外交部理事官トシテ外交
上、功績ニ依ル

矢野征記



外國勲章受領及佩用願

稻 畑 太 郎 儀

今般羅馬法王臺下ヨリ「コンマンドール・サン・シルベストル」勲章贈與相成候ニ附受領及佩用儀御允許被成下度別紙供閱物件目録相添此段奉願候也

昭和十五年二月十四日

現住所大阪市南區順慶町通貳丁目五拾壹番地
株式會社稻畠商店社長

稻 畑 太 郎

賞勲局總裁 下條康麿殿



227

供 開 物 件 目 錄

- 一 紫 章 (コンマンドールサン・シルベストル)
一 紫 記 (同)
一 紫 記譯文

一 受 紫 事 由 書

右受領及佩用允許相願候ニ附差出候也

昭和十五年二月十四日

稻 畑 太 郎

壹 壹 壹
壹 通 通 個

勅記譯文

法王ヒオ十一世

愛子ニ敬意ト使徒的祝福ヲ送ル

日本駐劄法王使節ヨリ卿が東京加特力大學（上智大學）ニ對シ顯著ナル貢獻ヲ致サレタル趣ノ具申ニ接シタリ。余ハ卿ノ功勞ニ報エル為メ本書ニ依リ卿ヲ大聖「サン・シルベ斯特ル」法王、「コンマンドル」，勲士トナシ以テ同勲士ノ光榮アル列ニ加ハルコトヲ准ス。故ニ同勲士ノ位階ニ屬スル特殊ノ制服ヲ着用シ八角型ニシテ中央ニ「サン・シルベ斯特ル」法王，聖像ヲ顯セル金

十字章ヲ佩ハシム

此金十字章ハ緋黒色ノ條ヲ有スル絹綬ヲ以テ頸ニ懸ルモトス

制服ノ着用法及び金十字章ノ佩用法ハ誤ナキ様茲ニ圖解ヲ交附セシム

一千九百三十九年則千余ノ即位第十七年一月二十
三日羅馬聖「ベトロ」宮ニ於ニ之ヲ作成シ法王
璽ヲ鈐ス

國務聖省長官

パキエリ 副署

愛子稻畑太郎殿

受勲事由書

勲記々載、如ク東京加特力大學（上智大學）、事業トシテ兵庫縣六甲中學ノ創設ニ附功勞顯著ナリト認メラレタルニヨリ贈與セラル

稻畑太郎

外國勳章受領及佩用願

重安 稔之助 僕



今般「タイ」國皇帝陛下ヨリ「コンマンドール・クロンヌ」勳章
贈與相承候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被賜下度別紙伊闌物目錄相
添此段奉謹候也

昭和十五年二月一日

現住所 東京市世田谷區成城六百番地

陸軍歩兵中佐 正六位 勳四等

重安 稔之助

賞勳局總裁 下條康磨殿



重
安
穂
之
助



通 通 個
壹 壹 審

供圖物件目錄

一、勳章 「コンマンドール・クロンヌ」

一、陸軍大臣證明書

一、受勳書由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也
四和十五年二月一日

訖明書

陸軍歩兵中佐重安禪之助

今般^{アラタニ}國皇帝陛下ヨリ左記勲章ヲ贈

典セラレタルコトヲ証明ス

昭和十五年一月三日

陸軍大佐 畑 俊六



左記

コンマンドール、クリロン又黒章

受勳事由書

ル事項ニ關シ當時陸軍省軍務局課員トシテ在任中終始斡旋便宜ヲ供
與シ其ノ目的達成ニ貢獻シタル廉ニ依ルナラント思料ス

重
安
靜
之
助

卷之三

助

234

外國勳章受領及佩用願

齋 藤 鍾 三



今般「タイ」勅皇帝陛下ヨリ「オフヰシエー、レレファン、ブラン」勅
章贈與相應候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下處別紙供聞物件目録
相添此致奉候也

昭和十五年二月一日

現住所 出征中

陸軍歩兵少佐 正六位勳四等 齋 藤 鍾 三

賞勳局總裁 下 様 康 稲

供 閲 物 件 目 簄

一、勅草 「オフナシエー・レレファン・プラン」

二、謹 大 臣 説 明 書

三、受 勅 事 由 書

右受領及他用允許相應候ニ付差出候也

昭和十五年二月一日

壹 壴 壴

通 通 個

前

卷

三

家

訖 明 書

洋軍歩兵少佐齋藤鐘三

今般クイ國皇帝陛下ヨリ左記勲章コ贈

典セラレタルコトヲ訖明ス

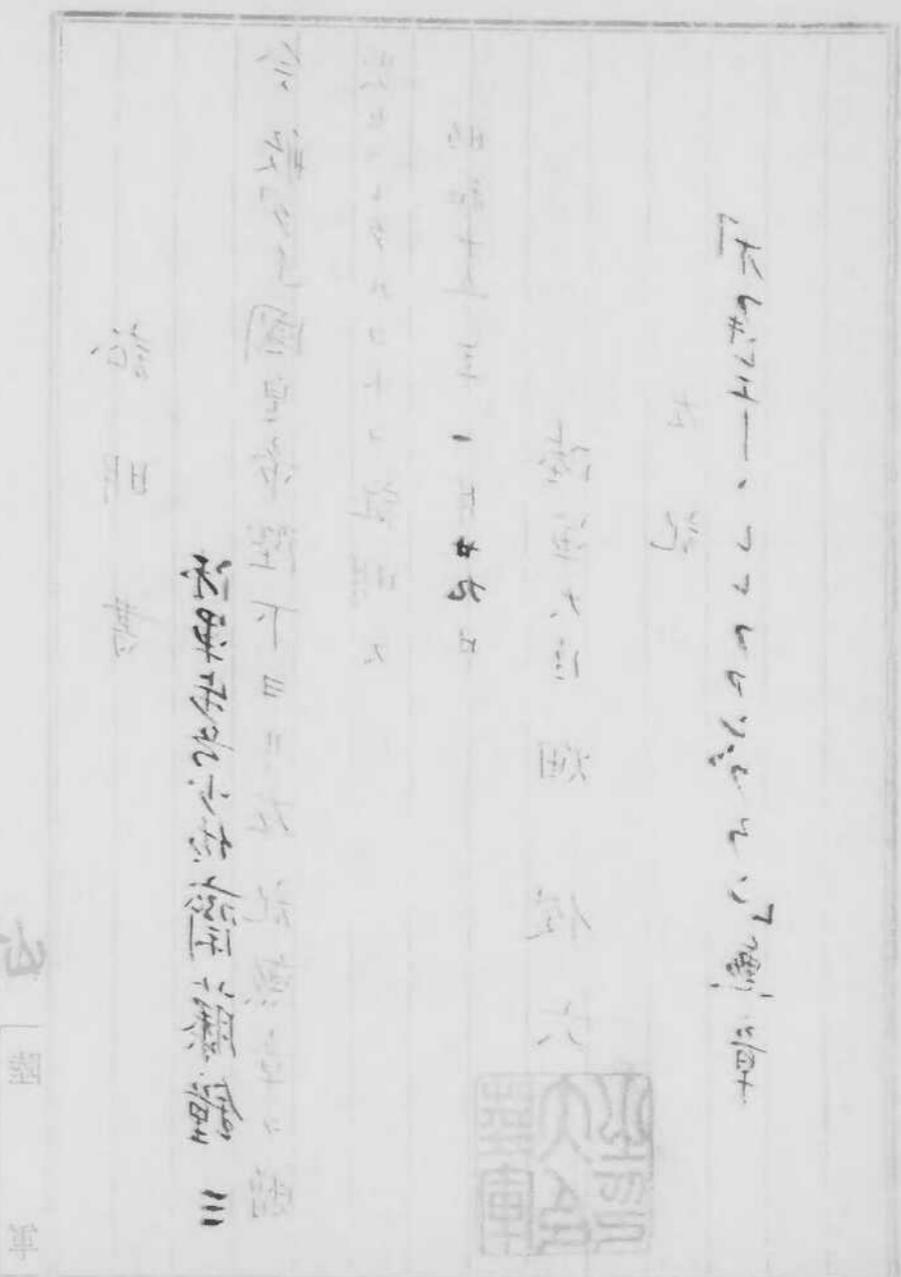
昭和十一年一月廿九日

陸軍大臣 番 俊六

左記



オフキエー、レレファンダランレ魚音



受勸事由書

被ニ「タイ」總理東洋校十三名來朝シ我帝國陸軍講義、研究ニ係ハ
ル事項ニ關シ當時陸軍省軍務局課員トシテ在任中終始幹眞便宜ヲ供
長シ其ノ目的達成ニ貢獻シタル康ニ依ルナラント思料ス

裏面白紙

外國記章受領及佩用願

竹内馨儀

239



今般英吉利國皇帝陛下ヨリ皇帝皇后兩陛下戴冠記念章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供閱物件目錄相添ヘ此段奉願候也

昭和十五年二月十九日

東京市世田谷區玉川等々力町三ノ三四八

海軍中佐正六位勳四等

竹内

馨

賞勳局總裁 下條康麿殿

裏面白紙

240

供閲物件目錄

一、記章（英吉利國皇帝皇后兩陛下戴冠式記念章）壹

二、海軍大臣證明書

三、受章事由書

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和十五年二月十九日

壹 壹 壹
通 通 個

竹

内

零



裏面白紙

241

證明書

海軍中佐正六位勳四等 竹内

馨

右ハ英吉利國皇帝陛下ヨリ「皇帝皇后兩陛下戴冠式記念章」ヲ贈與セラ

レタルコトヲ證明ス

昭和十五年二月十九日

海軍大臣 吉田 善



裏面白紙

242

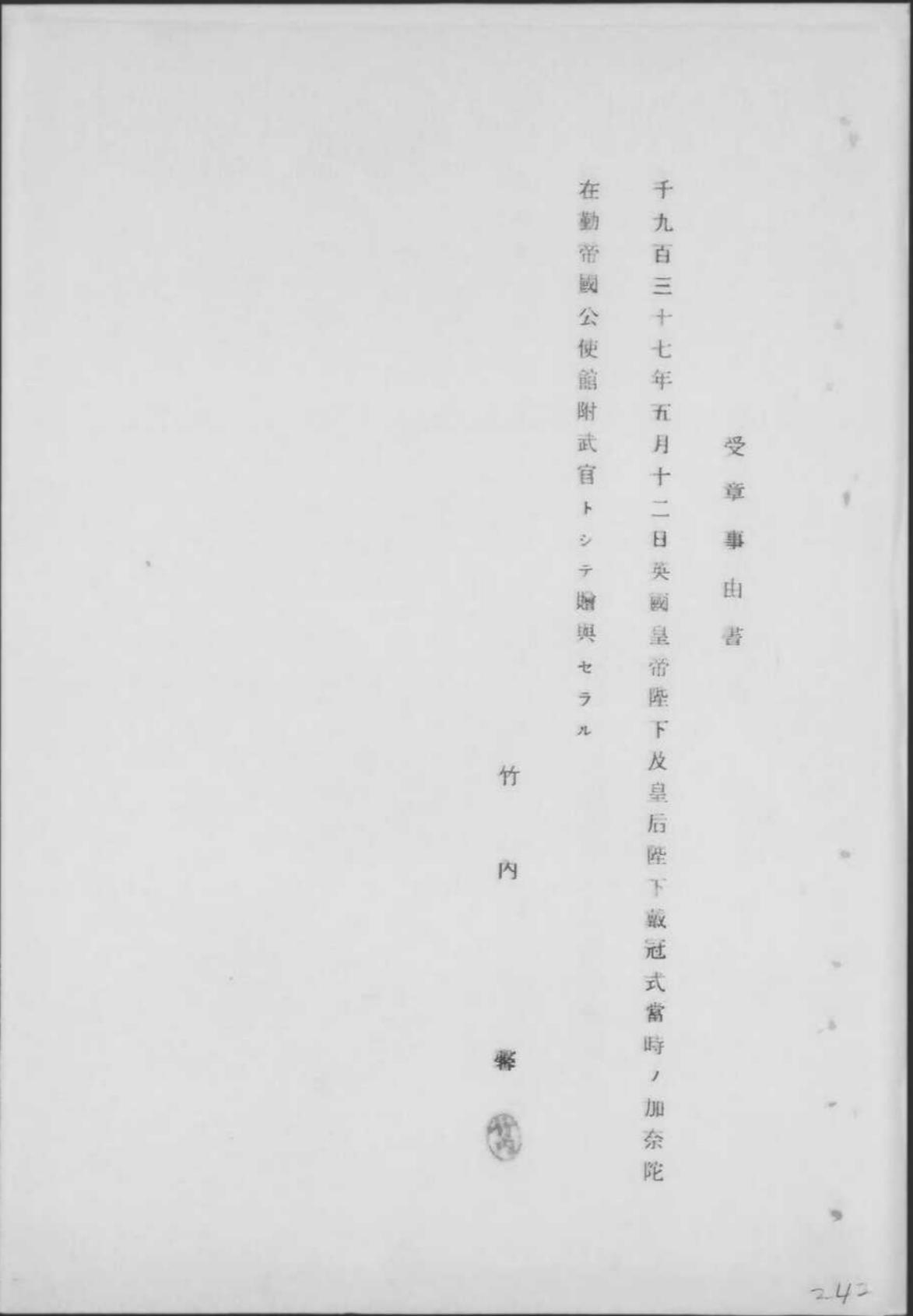
受章事由書

千九百三十七年五月十二日英國皇帝陛下及皇后陛下戴冠式當時ノ加奈陀
在勤帝國公使館附武官トシテ贈與セラル

竹

内

馨



裏面白紙

243



外國記章受領及佩用願

竹内つる儀

今般英吉利國皇帝陛下より皇帝皇后兩陛下戴冠記念章贈與相成候ニ付
受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙供聞物件目錄相添ヘ此般幸願候也

昭和十五年二月十九日

東京市世田谷區玉川等々力町三ノ三四八

竹内つる

貢勵局總裁 下條康蔵殿

裏面白紙

244

供圖物件目錄

一、記

章（英吉利國皇帝皇后兩陛下戴冠式紀念章）壹個

一、海軍大臣 聲明書

一、受章事由書

右受領及佩用允許相應候ニ付差出候也

昭和十五年二月十九日

臺通
臺通

竹

内

つ

る

◎

證明書

海軍中佐正六位勳四等
内 駿 妻

竹 内 つ る

右ハ英吉利國皇帝陛下ヨリ「皇帝皇后兩陛下戴冠式記念章」ヲ贈與セラ
レタルコトヲ證明ス

昭和十五年二月十九日

海軍大臣 吉田 善



裏面白紙

246

受章事由書

千九百三十七年五月十二日英國皇帝陛下及皇后陛下戴冠式當時ノ加奈陀
在勤帝國公使館附武官竹内鑿妻トシテ贈與セラル

竹内つる

